

四国中央市城山下臨海土地造成事業埋立地予約分譲に係る公募型プロポーザルの実施について

四国中央市城山下臨海土地造成事業埋立地の予約分譲に係る分譲契約候補者の募集及び選定に関し、次のとおり公告する。

令和 8 年 2 月 18 日

四国中央市長 大西 賢治



## 1 分譲地の概要

- (1) 所在地 四国中央市川之江町地先
- (2) 総分譲面積 約126,718㎡

## 2 申込資格

本業務の公募に参加できる者は、第1号又は第2号に掲げる要件に該当する者であつて、第3号から第12号までに掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 分譲地内保管施設用地において、日本標準産業分類(令和5年総務省告示第256号)に規定する大分類が運輸業又は郵便業に該当する業で、中分類が倉庫業に該当する業を営む予定の者であること。
- (2) 分譲地内製造業用地において、日本標準産業分類に規定する大分類が製造業に該当する業で、中分類が食料品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業又は生産用機械器具製造業に該当する業を営む予定の者であること。
- (3) 日本国内に本店又は主たる事業所を有し、継続的に事業を行っている者であること。
- (4) 立地計画及び資金計画が具体的かつ適正であり、分譲地の購入、施設等の建設、操業等に必要な資金及び信用を有する者であること。
- (5) 本市の埋立事業の基本方針及び本市の総合計画等に賛同する者であること。
- (6) 公害についての関係法令を遵守し、自らの責任において予防及び防除の措置を十分に講じ、地域の環境保全に資する者であること。
- (7) 分譲地に係る所有権移転登記の日から5年以内に工場、倉庫等の建設を完了し、操業を開始することができる者であること。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない

い者であること。

- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役員若しくは使用人を有する団体又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (10) 市税等の滞納がないこと。
- (11) 契約を締結する日までにおいて、四国中央市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成16年四国中央市告示第35号）に基づく入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。
- (12) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に規定する処分を受けている団体及びその役職員又は構成員でないこと。

### 3 手続等

#### (1) 担当部局

四国中央市役所建設部港湾課臨海土地造成係

住 所 〒799-0413 四国中央市中曾根町 500 番地消防防災センター 5階

電 話 番 号 0896-28-6036

F A X 番 号 0896-28-6189

電子メールアドレス rinkai@city.shikokuchuo.ehime.jp

#### (2) 城山下臨海土地造成事業埋立地分譲要領の配布期間、場所及び方法

公告の日から令和8年5月18日（月）まで（四国中央市の休日を定める条例（平成16年四国中央市条例第3号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までに上記(1)の担当部局に備え付けてあるものを入手すること。

なお、追加資料を配布する必要がある場合は、城山下臨海土地造成事業埋立地分譲要領を受領した者に限り、担当部局から別途配布するものとする。

#### (3) 受付期間

令和8年6月1日（月）から同月30日（火）まで（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

#### (4) 提出方法

受付期間に上記(1)の担当部局まで持参又は郵送により提出すること。ファクス、電子メール等による提出は、受け付けないものとする。

### 4 選定委員会

譲受人の選定に当たっては、四国中央市城山下臨海土地造成事業埋立地分譲契約候補者選定委員会において、分譲契約候補者を選定するものとする。

### 5 その他

- (1) 本申込みに係る一切の費用は、申込者の負担とする。
- (2) 提出書類において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

- (3) 審査は、提出書類等の内容を評価基準により評価する方法により行い、必要に応じてヒアリング審査を行うものとする。
- (4) 受付期間終了後の提出書類の変更、差替え及び再提出は、認めない。ただし、誤字、脱字等の軽微な修正等については、この限りでない。
- (5) その他の詳細については、城山下臨海土地造成事業埋立地分譲要領による。